

目 次

○第1号（10月6日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 議案第46号 平成28年度相馬原飛行場等周辺公園設置助成事業南下城山防災公園 公園造成工事請負契約の締結について	3
日程第 4 議案第47号 平成28年度吉岡町駒寄第3学童クラブ新設工事請負契約の締結につ いて	16
日程第 5 議案第48号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	19
町長挨拶	20
閉 会	21

平成28年第2回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成28年10月6日（木曜日）

議事日程 第1号

平成28年10月6日（木曜日）9時30分開議

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第46号 平成28年度相馬原飛行場等周辺公園設置助成事業南下城山防災公園公園造成工事請負契約の締結について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 4 議案第47号 平成28年度吉岡町駒寄第3学童クラブ新設工事請負契約の締結について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 5 議案第48号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	中島繁君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主任	北原智子
------	------	----	------

議長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（岸 祐次君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

これより平成28年第2回吉岡町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付してあります議事日程〔第1号〕により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岸 祐次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において4番五十嵐善一議員、5番柴崎徳一郎議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岸 祐次君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定します。

なお、会期日程表は配付のとおりです。

日程第3 議案第46号 平成28年度相馬原飛行場等周辺公園設置助成事業南下城山 防災公園公園造成工事請負契約の締結について

議長（岸 祐次君） 日程第3、議案第46号 平成28年度相馬原飛行場等周辺公園設置助成事業南下城山防災公園公園造成工事請負契約の締結についてを議題とします。

石関町長より挨拶を含めて提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

心配されておりました台風18号は過ぎ去り、雲一つない日となりました。

本日は大変お忙しい時期に臨時議会の開催をお願いしたところ、ご理解をいただきまし

て、まことにありがとうございます。感謝を申し上げます。

さて、本臨時会は、南下城山防災公園公園造成工事請負契約の締結、及び駒寄第3学童クラブ新設工事請負契約の締結、そして吉岡町の学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての議案3件を上程させていただきました。ぜひとも議決をいただきまして、円滑な工事の進捗に努めたいと考えているところです。

それでは、議案説明を申し上げます。

議案第46号 平成28年度相馬原飛行場等周辺公園設置助成事業南下城山防災公園公園造成工事請負契約の締結についての提案説明を申し上げます。

本議案は、平成28年度相馬原飛行場等周辺公園設置助成事業南下城山防災公園公園造成工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものであります。

契約の方法は、条件付き一般競争入札によるものでございます。

契約金額は1億152万円で、契約の相手方は、吉岡町大字下野田592番地、勝野建設株式会社、代表取締役勝野政和であります。

なお、詳細につきましては、産業建設課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 本議案につきましては、平成28年9月29日に入札参加者8社により入札が執行されました。参加した事業者名については、資料の4ページにある「入札執行調書」をごらんください。

資料1ページをごらんください。

入札の結果、落札金額は9,400万円で勝野建設株式会社が落札いたしました。

落札金額に消費税8%を加えた1億152万円の契約金額で、吉岡町大字下野田592番地、勝野建設株式会社と仮契約を締結したところであります。

建設工事請負仮契約書においては、契約に基づく本契約について、吉岡町議会の議決があったときは、この契約は、地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものでございます。

続きまして、2ページ、3ページにある事柄につきましてですが、1ページにございます解体工事に要する費用等の明細となっております。こちらについては、再資源化をする関係で、建設工事に係る資源の再資源化に関する法律に該当する場合、そのものの処理についての事柄を示すということになっているものでございます。本件につきましては、木

くずが再資源化に該当するというので、その特定廃棄物の明細を添付したものでございます。

続きまして、工事の概要ですが、資料6ページをごらんください。

平面図になりますが、主な工種は、敷地造成工、のり面工、擁壁工、植栽工、園路広場整備工の5工種となっております。工種ごとの内容をご案内いたしますと、敷地造成工は公園敷地一帯の造成を行います。のり面工事は種子散布2,525.1平方メートル、客土吹きつけ1,005.5平方メートルです。擁壁工はプレキャスト擁壁の施工延長が46.4メートル、ブロック積みが、こちら平積みになるんですけども98.5平方メートルになります。植栽工事は中低木を135本植栽いたします。園路は主園路1,789.9平方メートル、補助園路2,269.4平方メートル、多目的広場1,246.3平方メートル、コンクリート縁石563.0メートル、舗装どめ工1,299.5メートル、階段10カ所を施工する予定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 暫時休憩をお願いします。

議長（岸 祐次君） 山畑議員から、暫時休憩の申し出がありました。

休憩内容について、ちょっと確認しますので。

13番（山畑祐男君） ただいま開会に当たって、議会ですと町長が挨拶して、発言の許しを得て挨拶して、それから議長が言って、それから議題に入ったと思うんです。

今回は、挨拶兼務して議事に入っていると、これは方針を変えたんですか、やり方を。従来とちょっと変わったと思うんですけど。変えたなら変えたように、やはりそのような手続をとらないとまずいんじゃないかなと思うんです。そのことに対してです。

議長（岸 祐次君） 暫時休憩し、全員協議会を開きます。

全員協議会室へお集まりください。

午前 9時39分休憩

午前10時00分再開

議長（岸 祐次君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) 6ページの平面図ですが、こちらに植栽の樹木等が書き込んであるわけですが、この植栽の樹木及びこの平面図は最終的な図面であるのかどうか、そこを確認したいと思います。

議長(岸 祐次君) 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長(高田栄二君) 樹木の植栽につきましては、現在の発注段階においては、この図面が最終となっております。

議長(岸 祐次君) ほかにございませんか。五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番(五十嵐善一君) 何点かお伺いしたいと思います。

今回この造成工事ではありますが、工期が平成29年3月17日までとなっております。きょうが10月6日であります。ここで議会の議決を経たとして、本契約をして発注をかけたとしても、工期の期間まで約5カ月間しかないわけですが、その間にこの6ページに示されるような、このようなものができるのかどうかというのがちょっと疑問に思った点です。

それから、2点目であります。確かに平常時は、この公園はシバザクラとか梅の花、ロウバイ、アジサイ等々、四季折々の花木を老若男女がこぞって楽しめる非常にすばらしい公園だと思います。しかし、一たび自然災害等が発生した場合、これは昨年3月定例会で前金谷議員が質問しております。防災公園は町民がイメージできているのかということに対して、当時の産業建設課長がこのように述べております。「一部防災機能を持たせれば、防衛省の補助金が受けられることとなったため、桃井城址の歴史性、眺望を生かし、救護機能を備えた一時避難場所の機能を持つ公園としたい」。すなわち防災公園でありますけれども、そこで何点か私が疑問に思ったのは、果たしてこの防災公園、避難者の収容人数はどれぐらいを想定してつくられているのか。それから、備蓄倉庫は当然ありますけれども、西自由広場のところにありますけれども、この防災倉庫の広さ、スペース的なものはどのようなものなのか。何人ぐらいの食料、またはそれ以外の防災機材をストックすることをもくろんで設置されるのか。

それから、3点目ですけれども、このふれあい広場の中に耐震貯水槽というものが設けられている設計になっておりますが、この耐震貯水槽というのは飲み水として考えてよいのか。その場合に、これの容量はどれぐらいをもくろんでいるのかということですね。

それから、次が昨年の5月に私たち町内の4施設を視察させていただいたときに、執行側から説明時に提示された同じような図面を見ていると、その当時駐車場が東西南北4

カ所あったわけですが、今回のこの図面ですと東西と南と3カ所だけになっております。当然駐車場ですから、車の収容可能台数というのはどれぐらいになるのか。災害発生時のことも含めて、その辺が能力的に耐え得るのかどうかというような疑問。

それからもう一つは、やはりこれは防災公園である以上は、事あるときには防災機能拠点、具体的には役場とかそれ以外のところこの防災公園を当然結ぶ緊急車両等が行き来するわけですね。そういった場合に、緊急輸送路の確保というのはなされているのか。この図面だけ見ますと、まだそこまではいっていないんですけれども、当然そういったことも今後考えていく必要があると思うんですが、その辺について執行側の考えをお聞かせ願えればと思います。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） それではご質問内容の確認からですが、3月17日までの工期の設定で工事が可能かということが1点。それと、平常時においてはいいんですけれども、避難者の想定人数及び備蓄倉庫の許容量の設計見込みが2点目。3点目といたしまして、耐震貯水槽の水の利用ですか、飲料水と容量ですね。それと4点目といたしまして、駐車場の収容台数の件と、5点目といたしまして防災機能拠点としての緊急輸送路等の確保の課題。この5点について回答させていただきます。

まず、平常時の利用見込み人数については基本計画上159人。こちらの休日等にいらっしゃる方がメインですが、そういうところでの想定でできております。災害時の避難人員については、約1,100人を想定しております。細かい積算根拠につきましては今手持ちがございませんので、想定人数ということでお話をさせていただきたいと思っております。

駐車場の利用台数については、基本的にはこの48台のスペースで確保されているところですが、本公園が東西に約400メートルと長いこともありまして、それでメインアクセス道路も東西に分かれているところから、東西の2カ所に分けさせていただいた。当初の4カ所というところについては今回資料として持ち合わせておりませんので、今回2カ所になった説明というところにかえさせていただきたいと思っております。

それともう一つ、備蓄の算定規模については、備蓄倉庫の規模については約20平方メートル程度を見ております。本公園については、避難の救助活動とかその辺の資材を備蓄するもので、規模に関しては防災公園の関連の規定やの算定式はないもので、大体先進地の事例で1,500人ぐらいを想定している施設を目途に、実際上の大田区ですけれども1,500人ぐらいのところの例で、大体このぐらいの面積を確保しているということになっております。具体的に何が入るかについては、こちらに今現在資料がございませんので回答は控えさせていただきます。

耐震貯水槽についてですが、耐震貯水槽の算定については、1, 100人の方が避難需要が3日間の飲料水を確保できるというところの算定となっておりまして、1, 100人掛ける1日大体3リットルという目安での計算ということで、9.9を丸めさせていただきました。9.9を丸めさせていただきます。10立米というところの計算根拠となっております。

車の収容人員については、先ほどまとめて説明をさせていただきましたが、そんなところで大体の都市公園の利用の円滑化のガイドラインというものが示されておりまして、その基準に基づく駐車場の収容台数の算定根拠となっております。災害時において自動車による避難というものがいろいろ取り沙汰されているところですが、そちらのところについては、今現在持ち合わせの資料の中ではございませんので、回答することは差し控させていただきます。

また防災機能としての緊急時の輸送路の確保ということですが、こちらについては進入路の拡幅等これから行っていく計画がございますので、そちらで対応したいと考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 1点目の工期についての説明を求めます。高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 工期の設定につきましては、3月17日までということで、こちらの対応はできると考えております。また、今年度事業の対応ということになりますので、今年度末に支払いは終了するまでの間の工期設定という根拠に基づく設定とさせていただきます。以上です。

議長（岸 祐次君） よろしいですか。五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 済みません。もう1点お聞きするのを忘れてしまったのですが、昨年いただいた図面ですと、当然このふれあい広場のところに、当時の図面ですと本丸広場となっておりますが、ふれあい広場として、非常用のトイレ、やはりたくさんの人1, 100人ぐらいの人がもし避難してきた場合に、この図面ですとトイレは2カ所しかないわけですね。駐車場西自由広場と東自由広場の駐車場近くにトイレが2カ所だけですけれども、前回の図面のときには、このふれあい広場の中に非常用のトイレということも書かれていたのですが、今回それがなくなりました。その辺の理由というんですか、その辺をもしお聞かせ願えればと思います。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） トイレの算定規模につきましては、非常用トイレについて、通常時のトイレについては都市公園の算定規模で考えるべき問題でしょうけれども、非常用ト

イレの規模につきましては、防災公園の設計ガイドラインというものがございまして、そちらで標準的な滞在者を1, 100人と算定しておりまして、同時使用率を1つの公園について60から100人を標準とするというところの算定で考えておりまして、非常用のトイレの穴の数が11あれば足りるという計算になっております。それで非常用のトイレについての算定規模は、今のところ、常設のところにプラス5で足りるという設定基準に基づきまして、東側の常設トイレ、西側の常設トイレにプラスして設置するものはこちらの図面にはございませんが、非常用に設置できるものがあるということでの判断になっております。以上です。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 6月の産業建設常任委員会で説明を受けたときに、ソーラー式照明と配電式で6基という説明がありました。そのときに、やはり防災公園ですが公園なので、カメラ、防犯カメラはどうだというような形で質問を受けて、そのときこれから検討するという話だったんですね。その後、その防犯カメラに関してはどういう設置の状況とするか、立てるか。そこら辺の認識をお伺いします。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） お尋ねの防犯灯の件につきましては、今回の工事の中では基本的に荒造成と植栽の一部に取り組むと、後は上物ができると手をつけられない部分の埋管施設ですね。ですから、そういったものを中心に考えているところでございます。電気設備については、今回配線はするんですけれども、上物の設置は今回の工事に含まれておりませんので、お伺いしたご意見を今後の参考とさせていただくということの6月の答弁内容と同じに考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） まずお伺いしたいのが、今回のこの造成工事、請負によって全体像がまずなかなか示されていないのですけれども、これで完成率というのはおおよそですけれども、何%ぐらいになるのかというのがまず第1点であります。

それから、先ほど課長から説明があったんですけれども、植栽工事であるとか回廊であるとか階段であるとか擁壁工事だとかというのがありましたけれども、それも私たちからしたらこの図面を見ても全然どこがどうなるのかも見えてこないんですね。だからその数字の入ったもので、これはどこです、これはこういうものですというものを示していただかないと、1億円からの金がかかるんですけれども、何にどこにどれだけ金がかかるの

かも全くわからないんですよ。となりますと、またここで私たちが仮にこの契約を承諾するといっても、自分たちが中身を十分に把握できていないものに対して承諾するという事になってしまいますので、もう少しこの図面はこうで、いわゆる細かく数字の入ったものがあって、それとこれとを照らし合わせてこの部分がこうなるのかと、そうしたらこの全体がこの予算だどこまでこういうふうにできるんだなというのがわかるものをぜひ示していただきたいと思うのですけれども、どうでしょう。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 最初に完成率のお話ですけれども、完成率については最終的に平成30年度をもって完了になりますので、おおむね金額ベースの話になるんですけれども、金額ベースの話でおおむね3分の2弱の進行状況になります。

こちらの図面でどこをどういうふうにするという部分がなかなか見えにくいとお話になってくるのですけれども、こちらにつきましてはざっくりとした説明で申し上げますと、この中を通っている園路、灰色の道の部分がございます。この道の部分の工事と、小さい字で申しわけないのですけれども、そこに使っている土どめをしているような部分の工事がメインになります。それに伴って真ん中の芝生が植わっていたりだどうだという部分については、今回手をつける予定はございませんので、おおむねざっくりしたところで申しわけないのですけれども、擁壁なり何なりということでございます。

それで、のり面というのが、この濃い緑色になっている部分を保護するための工事になります。具体的に申し上げますと、図面が非常に細かくて申しわけないのですけれども、そんな形になっております。以上です。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） ちょっと理解しにくいので、先ほど課長から説明がありましたけれども、道路の造成であるとか今話がありましたのり面の工事であるとか、土どめの工事であるとかという話でしたけれども、その中でいわゆる内訳ですね。何に幾ら、何に幾ら、何に幾らで、その何はどれぐらいあって、それから幾らですというその内訳リストがあるでしょう。その提出を求めます。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 私から答弁させていただきます。

いわゆる小池議員が言っていることはわかります。早く言えば、階段が幾らかかるんだ、道路が幾らかかるんだということではございますが、今課長が説明しておるんですけれど

も、いわゆるそこまで出さなくてはいけないですか。議長、いかがですか。道路が幾らかかる、のり面が幾らかかる、種まくのに幾らかかる。それまで書類を出すんですか、議長。

議長（岸 祐次君） 私ですか。

それでは、お諮りします。（「諮らないでいい、議長だ」の声あり）

私ね。はい了解。

概数的には、先ほど説明にありましたとおり、階段のりつけとか、大きい項目がありますけれども、項目を表の中で、例えばのり面がこうだというものの積算をしたところで1億円となるような計数はあるのでしょうか、例えば契約時に。1本だけの問題なのか。それをちょっとお尋ねしますけれども。それを見ないとわからないんですけれども。高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 当然設計金額というものはございまして、設計に基づいて落札が決まってくるわけですが、うちのほうも総体的な予定価格は公表させていただいているところですが、部門ごとの価格というものは公表しておりませんので、先ほど申し上げました大ざっぱなところの大体こういう工種で幾らという部分で、どれぐらいかかっているかということをお示しするということのご趣旨でよろしいでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 私ども行政は、議会から言われたものについてはこの中には全部提示している予定ではおります。ですから、これとこれを出しなさいというものは、議会で言われているものは出しているつもりでおります。ですから、それにまたそれを出せということになると大変な時間もかかるということではあります、今までもこういった件に関しましては再三言っておるんですけれども、議会がこの書類とこの書類を出していただけますかという書類は全部出していると思っております。そのほかは議会事務局に添付してあるということもご理解をいただいていると思っております。そういった中におきましては、いわゆる議長に出せと言われれば、時間をかけて出さなくてはならないと思っておりますが、行政といたしましては、皆様方がこの書類とこの書類を出せという書類は全部添付してあるというようには私は思っております。そういったことをご理解をいただきたい。それから、今言ったように、議会事務局の控え室にはまた書類も出しているということでご確認をいただければということでは思っておりますが、ご理解をいただければありがたいと思っております。議長、よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） すなわち平成20年1月31日に例えば議会の議決を有する契約議案書の作成方法等についてということで、議案書に資料として添付するというので、1として

は入札執行調書の写し、あるいは2番目としては仮契約書の表紙（写し）、あるいは契約約款の抜粋、それから瑕疵担保条項等。あるいは例えば3番目に位置、建物にあつては凶面ということで、あらかじめ申し合わせ書の中ではあるところでありましてけれども、例えば今小池議員がおっしゃっているように、1億円云々の中で当然擁壁を、道路をつくるんですよ、そういうことであれば、概要的な、でかい契約書というのはそれこそすごく膨大な資料があるわけですが、概要的なものでおおむねこんな形、擁壁については10円かかるんですよ、これについては20円かかるんですよ、ついでにこういうことで合計幾らなんですよ、それぐらいのことは答弁すべきと私は判断します。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 暫時休憩願います。

議長（岸 祐次君） 暫時休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時52分再開

議長（岸 祐次君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 先ほどのお尋ねの件ですが、工種ごとのおおむねの金額ということのご質問ですが、契約に当たっての工種ごとの明細というものはございませんので、設計額に基づいた資料等を提出させていただきたいと、後日提出させていただきたいと思います。以上です。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） ちょっとこれ変な議事録になる、質疑3回でおしまいと、そういうカウントしないでください。というのは、さっき私は紙ベースで出してくれとそう言った、後で出すと言うけれども、今これを審議をしているのに、それが妥当かどうかというものを客観的に判断するのに、後に出て、議長の考えの中でこれは委員会付託をするんだという考えであれば、それは後日でいいでしょう。でも議長の考えの中に、きょう今までの例を見ると、どうするのかまだわかりませんよ、今までの例ですと臨時会というのは委員会付託を省略して、そこで採決をするというのがいつもそうになっていますよね。今の回答ですと、後で出しますと。今これを審議するのに、私たちはこの1億円、消費税込みですが、その契約金額のものがどこにどんなふうに分けられるんだろう、使われるのだろうという

ものを判断をするときに、後になって出てきたのでは、ここでいいか悪いかなんて結論出せないでしょう。いいか悪いかの結論をするために、先ほど求めたものを出してくださいと言ったわけですから。後に出されたのでは、話にならないでしょう。今求めているんですから。求めて出てくれば、その見たものの中で、またその中で質疑もあるでしょうから。

議長（岸 祐次君） ちょっとよろしいですか。

それでは基本的には、今契約金額あるんですけれども、契約金額とマッチした数字というのは先ほど言ったように出ないですよ。ところが最初見積もりをしますよ。その金額については、契約金額とは合いませんけれども、その概数については出せますよという説明がございました。そういうことからしますと、やはり概数的なものの中での当初見積もった金額について出してもらうということで了解したところでございます。

それでは、高田産業建設課長に聞きますけれども、後ほど、例えばその前に出すわけには。時間的な余裕等、再度願います。高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 下に行って準備してまいると、そういう時間的な制約もあるのですが、そういう意味合いでの。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 小池議員が言うことも一理あると思うし、また今これやっているのは、この造成契約についての質疑だと思うんです。ただ、そこにおいて、そういった資料が欲しいと、参考にしたいというのも一つあるならば、時間があれば、それが公表できるならば、時間をとってもらって、暫時休憩ということでお願いできればと思うのですが。

ある程度、これはこれで1億円という金額ですから、確かにざっくりというわけにいかないと思うし、ただ入札という制度を考えた場合に、そのときは細かいものまで出て入札になっていないと思うんですよ。大体金額が幾ら。それがどうであるかこうかは執行側が判断して決めていると思うんです。そこにおいて我々議会としても、やはり細部まで当然我々も調べなくてはいけない、知っていかなくてはいけないということで、そういうことを考えた場合に、ある程度この公園は1億円ですけれども、何がどのぐらいかかるかということとは多少は知識として知らなければいけないのではないかなというものもありますので、そんなに時間かからないで書類を持って来られるのだったら、暫時休憩して持ってきていただいたほうがよろしいんじゃないかなと思います。以上。

議長（岸 祐次君） それでは課長に聞きます。

時間的にどれぐらい必要でしょうか。日数とか。高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 休憩をいただけますか。

議長（岸 祐次君） 何分ぐらい。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 時間的にはやはり設計金額でありますので、この設計のご説明の内容どおりの構成で金額をはじいているかどうかの確認がまずできておりませんので、後日という言い方を最初にさせていただいたわけです。実際上の何分で用意できるという確約というのはいたしかねますが、急ぐということであれば急ぐということになると思うんですけども、何分で用意できるというところまでは確約ができるものではございません。

議長（岸 祐次君） それでは、暫時休憩します。

午前10時57分休憩

午前11時31分再開

議長（岸 祐次君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 休憩前にご質問いただいた件に関しましては、資料が整いましたので紙ベースにて報告をさせていただきます。

議長（岸 祐次君） では、配付願います。

〔資料配付〕

議長（岸 祐次君） それでは、配付資料の説明をお願いします。高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 配付させていただきました資料の説明をさせていただきます。

先ほども申し上げました主な工種の区分に従いまして、敷地整備工、のり面とか擁壁です、それと敷地整備工、のり面整備工、園路整備工、植栽工の区分に従って直接工事に係る設計金額の内訳ということで、概数ですがご報告させていただきます。

議長（岸 祐次君） ほかにありますか。小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 先ほど大体これまでの工事で完成率でどれぐらいかと言ったのが、大体3分の2ぐらいでき上ったんじゃないかという回答でした。その3分の2というのは、考え方というのはいろいろあると思うんですけども、進捗率という言い方もしますかね。その中で実際には金額ベースで言うとあとどれぐらいで完成になるのかというのが1点。ちょっとつかみどころがないんですよ。金額でなのかそれとも残工事というので。わかりやすく言うと金額なら金額でいいですけど、金額であとどのぐらいかけると、ほぼ今3分

の2ですから、金額であとどれぐらいで完成になるのかという試算というのをしていると思うんですね。それがわからないとどこまでいったら、その平成30年ごろまでに完成させたいということなんですけれども、どこまでいったら完成するかというところまでわかると、その中の今まで立ち上げてきた中のここと言えば1億円ですけれども、あとどのぐらいかかるのかなというのがわかれば、最後にその点だけをお知らせしていただければと思います。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 今小池議員の質問について特に私どうのこうの言うのではないですけど、たしかチェックすると3回、今4回目だと思うんですけれども、私の記憶違いでしょうか。それとも議長の裁量ですから、議長が許可すれば全然問題ないと思うんですけれども。その辺の確認をお願いしたいと思うんです。

議長（岸 祐次君） 小池議員の本件の質疑は既に3回になりましたが、会議規則52条のただし書きの規定によって、特に4回目の発言を許可します。

高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） あくまでも概数ということで、また補助金のつき方等も変わってくる中でのお話になるんですけれども、あと3億円弱の金額が残っているという判断のもとでの3分の2という回答をさせていただいておるところでございます。平成29年度にそのほかの上物の整備に着手して、平成30年度に仕上げの工事にかかっていくというような形で考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第46号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第46号 平成28年度相馬原飛行場等周辺公園設置助成事業南下城山防災公園公園造成工事請負契約の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第47号 平成28年度吉岡町駒寄第3学童クラブ新設工事請負契約の締結について

議長（岸 祐次君） 日程第4、議案第47号 平成28年度吉岡町駒寄第3学童クラブ新設工事請負契約の締結についてを議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第47号 平成28年度吉岡町駒寄第3学童クラブ新設工事請負契約の締結について、提案の説明を申し上げます。

平成28年度吉岡町駒寄第3学童クラブ新設工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

1つ、契約の目的は、平成28年度吉岡町駒寄第3学童クラブ新設工事であります。

2番目といたしまして、契約の方法は、指名競争入札による契約であります。

3番目に、契約金額は税込み5,508万円であります。

4番目といたしまして、契約の相手方、群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保2279番地2、株式会社飯塚組、代表取締役飯塚淳一であります。

その他詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 吉岡町駒寄第3学童クラブ新設工事は、平成28年9月29日に指名競争入札により、予定価額事前公表のもと、入札参加業者12社により入札が執行されました。参加した業者につきましては、資料の2ページ「入札執行調書」の写しのとおりで

ございます。

入札の結果、落札金額は5, 100万円。株式会社飯塚組が落札いたしました。これに消費税8%、408万円を加えた5, 508万円の契約金額で、資料の1ページにありますとおり、群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保2279番地2、株式会社飯塚組、代表取締役飯塚淳一と仮契約を締結したところでございます。

仮契約書においては、契約に基づく本契約について、吉岡町議会の議決があったときは、この契約は地方自治法第234条第5項に規定する契約とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとするとなっております。

次に、工事の概要でございます。参考資料3ページの配置図・案内図をごらんください。上が北となります。

真ん中の小さい図ですけれども、案内図をごらんください。駒寄小学校のやや南東に斜線の申請地と記載された場所が建設地となります。今まで職員駐車場として使われておりました。敷地面積は738平方メートル、坪にしまして223.8坪でございます。

学童保育施設として使用するに当たりまして、児童は駒寄小学校南西の信号機のある交差点の横断歩道を渡り、道路脇の歩道を経由して建設地の西側の駐車場から学童クラブへ進入します。

右下の構図の写しでは、建設地の1387の左上に1376-1があります。そこが駐車場となります。2つの土地が若干接している場所があります。そこから児童が向かうということになります。保護者につきましては、この駐車場に駐車し学童保育へ向かいます。

敷地内の配置については、左側の上の配置図をごらんください。

北側の隣接地から約2.5メートルをあけて建設し、南側を大きくあけ、敷地全体をフェンスで囲い、既設の防犯灯3基と監視カメラを設置し防犯対策を整えております。

続きまして、4ページの建物の平面図をごらんください。

構造等は、木造平屋建てで、延べ面積258平方メートル。

上の北側に事務所、台所、救護室、洗濯室、トイレ、倉庫を配置し、中央に保育室、南側に玄関及びホールとなっております。

保育室は、東西に約22メートル、南北に約7.5メートルで約165平方メートル、坪にしまして45坪でございます。この空間の両端に児童用のロッカーと書棚等を配置いたします。保育室の真ん中につい立てを置き40人定員を2クラス、計80人定員として使用します。

工期については、議会の議決から平成29年3月10日までを予定しております。

なお、この工事は、国及び県の子ども・子育て支援整備交付金の補助事業となっております。国及び県の補助金の合計額は、3,077万2,000円で、予算額の5,640

万円に対しまして補助率が54.6%であります。町負担につきましては2,562万8,000円であります。負担率につきましては45.4%になります。

次に、駒寄小学校区における学童クラブの整備に関する経緯としまして、子ども・子育て新制度により平成27年度から学童保育事業が4年生以上の高学年も対象となるために、中央学童クラブを平成26年度中に整備し年度中に開所いたしました。

子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、子ども・子育て支援会議を開催いたしましたところ、その中で委員より「なるべく小学校の近くに学童クラブを設置してほしい」との要望もありました。特に、駒寄小学校から中央学童クラブまでの距離は1.7キロメートルあることから懸念もあり、できる限り配慮したいと考えておりました。また、平成27年度の学童クラブの募集状況も多い見込みがありましたことから、平成28年度の整備を念頭に進めてまいります。

平成28年度10月現在の状況では、駒寄第1学童クラブの全定員数70人に対し現状では78人、駒寄第2学童クラブでは70人定員に対しまして76人、中央学童クラブの全定員が60人に対し57人で、駒寄小学校生徒数は12人です。今回80人の定員の施設を整備しますので、しばらくの間は安定した運営が行えると思っております。

この施設の整備により3施設の活用につきましては、次年度の申し込みの人数状況等を確認し、学年分けあるいは地域分け等、多面的に判断しまして使用したいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第47号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第47号 平成28年度吉岡町駒寄第3学童クラブ新設工事請負契約の締結について、を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第48号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第5、議案第48号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第48号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

学童クラブの施設の追加をしたいため、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、よろしく審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 今回の改正は、先ほど承認していただきました駒寄第3学童クラブを平成29年度当初より開所したいため、改正するものであります。

第2条の改正は、引用する関係法令の改正により項ずれが生じたものでございます。それに伴う改正でございます。

第3条は、今回整備を行う所在地を加えるものでございます。

名称が駒寄学童クラブ施設、新たに加える位置は、吉岡町大字漆原1387番地です。敷地面積は738.8平方メートル。建築面積は258平方メートル。坪数にして78.05坪。木造平屋建て、保育室のほか事務室、救護室等を備えております。保育の規模につきましては、80名定員のものとなります。

附則として、平成29年4月1日を施行日としております。

なお、現在学童保育の指定管理者による契約が3年目を迎えております。平成29年度以降も、指定管理者による管理を町としても考えております。当駒寄第3学童クラブにつ

きまして、これを含めた考え方でおります。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第48号は、吉岡町議会会議規則第37条の第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第48号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の会議を閉じます。

町長挨拶

議長（岸 祐次君） 閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議会臨時会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日は長時間にわたりまして、議案3件を上程させていただきましたが、可決いただき大変ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

これで日曜日にふるさと祭りということで、皆様方にまたお世話になるわけでございます。ぜひご協力のほどをお願い申し上げたいと思っております。

これからも、皆様方のますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶

拶とさせていただきます。

大変お世話さまになりました。ありがとうございました。

閉 会

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、平成28年第2回吉岡町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岸 祐 次

吉岡町議会議員 五十嵐 善 一

吉岡町議会議員 柴 崎 徳 一 郎